

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年7月10日（木）午前8時57分から午前9時19分
- 2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」
- 3 出席委員

農業委員（9名）

会 長	10番	白戸	陽平
委 員	2番	中山	稔
	3番	田澤	一
	4番	浅利	進
	5番	阿部	雄一郎
	6番	須藤	和
	7番	福原	義明
	8番	福士	正芳
	9番	工藤	浩司

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	佐藤	文裕
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	工藤	成幸
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（1名）

1番	中山	静子
----	----	----

5 議事日程

第1 議事録署名者の指名

第2 会議書記指名

第3 議案審議

議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第17号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第18号 農地法第3条第1項の規定の基づく許可処分の取消しについて

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第16号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第17号 農用地利用集積等促進計画の認可について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

主 事 鹿内 日愛

7 会議の概要

事務局 ただいまより、7月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 田舎館村農業委員会憲章、（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員9名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。6番の須藤和委員と8番の福土正芳委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第16号につきましては、推進委員の鈴木哲也委員が関係する案件

が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退室をお願いします。

(鈴木哲也推進委員 退室)

会 長 議案第16号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第16号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が4件、賃貸借権設定が1件です。

3ページをお開きください。

所有権移転の整理番号16番は、大根子松森の田1筆、大袋二本柳の田2筆、大袋前田の田2筆の合計10,604㎡です。

親から子への生前贈与になります。

次に、整理番号17番は、東光寺和田の田375㎡と東光寺長田の田1,652㎡の合計2,027㎡です。

これまでは、譲受人が代表を務める法人名義で借受けていた農地です。譲渡人が売渡しを希望したため、双方協議の上、所有権移転することとなったものです。

次に、整理番号18番は、畑中樋口の畑4筆、合計1,424㎡です。

譲渡人は、村内の農地を手放したい意向であったため、隣接地を耕作している譲受人に申し出て売買することとなったものです。

トマトやナスなどの野菜を作付けする予定です。

4ページをお開きください。

整理番号19番は、東光寺村元の田2筆、合計1,591㎡です。

譲渡人は、農地を手放したい意向であったため、隣接地を耕作している譲受人に申し出て売買することとなったものです。

5ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号9番は、高樋泉の田2筆、合計4,445㎡です。基盤法による貸借期間満了に伴い、新たに3条で貸借を行うものです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 16 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 16 号は原案のとおり決定することとします。
鈴木哲也委員の入室をお願いします。

(鈴木哲也推進委員 入室)

会 長 次に議案第 17 号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」
を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案を作成する
ために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基
づく依頼があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。事務
局より説明願います。

事務局 議案第 17 号について説明いたします。

今月の案件は、一括方式による所有権移転が 7 件、賃貸借権設定が 2 件
です。

7 ページをお開きください。

所有権移転の整理番号 6 番は、垂柳松立の田 5 筆と丁伝の田 1 筆の合計
5,812 m²です。

これまでも譲受人が借受けていた農地で、譲渡人が売買を希望したこと
から所有権移転することとなったものです。

次に、整理番号 7 番は、豊蒔森越の田 2,094 m²と大袋二本柳の田 410 m²
の合計 2,504 m²です。

これまでも譲受人が借受けていた農地で、貸借期間満了に伴い、双方協
議の上、売買することとなったものです。

8 ページをお開きください。

整理番号 8 番は、大根子小川原田の田 2 筆、合計 823 m²です。

隣接地を耕作している譲受人が、経営規模拡大のため取得を希望し、譲
渡人に申し出て売買することとなったものです。

次に、整理番号 9 番は、前田屋敷南佃の畑、58 m²です。

隣接地を耕作している譲受人が、耕作便利のため取得を希望し、譲渡人
に申し出て売買することとなったものです。

9 ページをお開きください。

整理番号 10 番は、大根子大川原田の田 2 筆、牧ヶ袋の田 2 筆、小川原田の田 3 筆の合計 7,107 m²です。

近隣を耕作している譲受人が、経営規模拡大のため取得を希望し、譲渡人に申し出て売買することとなったものです。

次に、整理番号 11 番は、豊蒔川崎の畑、6,214 m²です。

譲渡人は、農地を手放したい意向のため、あっせんの申し出を行っていたもので、事務局がマッチングを行い売買することとなったものです。

10 ページをお開きください。

整理番号 12 番は、川部中西田の田、4,010 m²です。

これまでも譲受人が借受けていた農地で、貸借期間満了に伴い、双方協議の上、売買することとなったものです。

11 ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号 19 番は、大根子小川原田の田、516 m²です。

当該農地は、現在大根子の●●●●さんが借受けている農地ですが、今後解約を予定していることから、●●さんが近隣を耕作している譲受人に声をかけて、貸借することとなったものです。

次に、整理番号 20 番は、大根子小川原田の田、302 m²です。

貸借の経緯につきましては、整理番号 19 番と同様です。

以上の計画案の内容は、農地の効率的利用や農作業従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 17 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 17 号については、原案のとおり決定することとします。

次に議案第 18 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消しについて」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 議案第 18 号について説明いたします。
農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく別紙の許可処分を当事者双方の願

いにより取消ししたいので、承認を求めるものです。

13 ページをお開きください。

整理番号1番は、令和6年8月開催の定例総会において、農地法第3条に基づく所有権移転について承認された農地です。

取消し理由についてですが、所有権移転の許可後、双方は登記の手続きをしないまま現在に至り、また、この間に譲受人は経営見直しにより、村内の農地を手放すこととなったため、当該農地の取得を取消すこととしたものです。

なお、所有権移転の許可申請時の契約内容は、無償譲渡となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第18号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第18号については、原案のとおり承認することに決定します。
次に報告事項に入ります。
報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第15号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

15 ページをお開きください。

整理番号29番は、賃貸人の子が耕作することとなったため解約を行ったものです。解約後は、3ページの整理番号16番のとおり生前贈与されます。

整理番号30番は、賃借人への売渡しを予定しているため解約を行ったものです。

整理番号31番は、今後、新たな受け手に再配分される予定です。新たな貸借については、6月総会において審議されております。

16 ページをお開きください。

整理番号32番は、別の耕作者への売渡しのため解約を行ったものです。解約後は、4ページの整理番号19番のとおり所有権移転されます。

整理番号33番は、賃借人の法人の代表者が、個人の名義で取得するた

め解約したものです。解約後は、3ページの整理番号17番のとおり所有権移転されます。

整理番号34番は、賃借人に所有権移転するため解約を行ったものです。所有権移転については、7ページの整理番号6番のとおりです。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第15号を終わります。

次に、報告第16号「使用貸借合意解約書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第16号は、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

18ページをお開きください。

整理番号6番は、新たな受け手に貸し付けるため解約するものです。再配分については、6月総会において審議されております。

整理番号7番は、今後、別の耕作者への売却を予定しているため解約を行ったものです。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第16号を終わります。

次に、報告第17号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第17号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき知事の認可を受け、同条第7項の規定により通知書を受理したので報告するものです。

今月は、賃貸借権設定が18件、使用貸借権設定が1件です。いずれも令和7年3月定例総会において、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請することについて審議された案件です。

令和7年5月30日付けで県が認可、公告を行い、貸借が開始となった
ものです。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告第17号について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第17号を終わります。

以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。ありがとうございました。